

日進市教育委員会定例会（令和3年6月）会議録

1. 日時

令和3年6月2日（水曜日）午後2時から午後2時40分まで

2. 場所

日進市役所 本庁舎 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

久保田力（教育長）・藤井美樹（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、市来ちさ、武田立史の各委員

〔事務局〕

市川秋広（学習教育部長）、加藤慎司（学習教育部次長兼教育総務課長）、與語隆弘（学習教育部次長兼生涯学習課長）、高田由紀（学習教育部主任指導主事）、後藤幸宏（学校教育課長）、牧野泰介（学校教育課指導主事）、櫻井正弘（学校給食センター所長）、宇佐美香津美（図書館長）

〔書記〕

伊藤美乃里（教育総務課課長補佐）、石井智史（教育総務課係長）、山田優子（教育総務課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者2名

6. 会議録署名者

久保田教育長、小林委員、伊藤委員の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（教育長・教育委員報告）

（議事）

議案第44号 専決処分事項の承認を求めることについて（日進市教育支援委員会委員の委嘱）

議案第45号 専決処分事項の承認を求めることについて（日進市特別支援教育連携協議会委員の委嘱）

議案第46号 令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について

議案第 47 号 日進市スポーツセンター条例及び日進市都市公園条例の一部改正
について

議案第 48 号 日進市立学校管理規則の一部改正について

報告事項

事務局報告

【教育総務課】

教育委員会の後援等名義使用等について〔資料 No. 1〕

事業等報告について〔資料 No. 2〕

【生涯学習課】

事業等報告について〔資料 No. 3〕

【学校教育課】

事業等報告について〔資料 No. 4〕

【図書館】

事業等報告について〔資料 No. 5〕

教育委員会行事予定（令和 3 年 6 月 3 日から令和 3 年 6 月 30 日まで）について
その他

8. 次回会議日程

定例会

日時：令和3年6月30日(水曜日)午後2時から

場所：市役所本庁舎4階 第1会議室

出席者：6月定例会と同じ

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和 3 年 6 月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。本日の会議録署名者は、小林委員、伊藤委員、私です。会議録調製者は、教育総務課の山田とします。

本日の会議には 1 名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通してください。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第 2、令和 3 年 5 月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容について、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは、会議録を承認とします。

次に、次第 3、私からの報告でございます。私から 5 点ご報告します。

5 月 14 日、小牧市で愛日地方教育事務協議会が開催される予定でしたが、コロナ禍のため書面開催となりました。書面上での協議や情報交換とはなりましたが、その

中で、令和2年度の事業報告や決算・監査報告、学校教育推進委員会からの「タブレットを活用した授業実践」について調査依頼がありました。

5月19日、第1回の図書館協議会が開催されました。新しい委員も迎え、昨年度の活動報告や、今年度の計画等、コロナ禍ではありますが、現在の図書館が市民にとっての情報発信・知の拠点として、自己啓発・自己実現に如何に寄与していくかが話し合われました。

5月20日、令和3年度第1回教育委員会事務点検評価会議が開催されました。令和2年度の事業について、各担当課からの報告を踏まえ、2回目の会議では、委員から評価を受けます。昨年度は、コロナ禍でどの事業も様々な制約を受けましたが、その中でも成果を上げることができたかを、十分に検証し、次年度に繋いでいくことが肝要と考えています。

5月21日、愛知地区教育委員会連絡協議会の教育長連絡会が、長久手市で開催され、各市町の当面の教育課題について情報交換をしました。長久手市からは、中学校の制服変更の経緯や今後のスケジュール、豊明市からは、業者委託による小学校の水泳指導の現状や今後の対応について報告がありました。

最後に、5月下旬から昨日までの間に、5校が運動会や体育大会を開催しました。国も言っていますが、コロナ禍においても子どもの学びを止めない、持続的な児童生徒の教育を受ける権利の保障、学びの保障を各校において感染対策を十分にすることで、進めるよう指針を出しています。

これに基づき、本市教育委員会としては、原則校内における教育活動について、子どもたちの学びを止めないためにも、各校において工夫し、実施するよう指導・助言をしています。

運動会当日は、保護者の協力も得ながら、参加人数の制限、検温チェックカードの提出、平日開催・学年ごとの発表とする等、十分な感染対策を講じ、保護者の方々には、子どもたちの成長を参観していただきました。

私からの報告は以上です。ただ今の報告について、ご意見、ご質問はございますか。(しばらく間があり) ないようですので、各委員から報告があればお願いします。

委員

5月17日、日進西中学校の学校訪問に出席しました。緊急事態宣言下ではありましたが、2年ぶりに開催できて良かったのではないかと思います。訪問した日進西中学校は、感染対策がしっかりされており、これが平時であるかのように子どもたちは落ち着いた様子で学校生活を送っているように見受けられました。また、体育や理科等、タブレットを活用した授業が、様々な場面で行われている様子を拝見しました。今回の学校訪問では、少しタブレットの画面を見た程度でしたので、可能であればどのようなものが入っているのか、どのように活用できるのか見させていただく機会を作っていただきたいと思います。

委員

私も5月17日、日進西中学校の学校訪問に出席しました。補足ですが、理科の授

業では、4人が対面になりグループで実験を行っていましたが、中央にはアクリル板が設置されており、感染対策をしながら、工夫して授業が行われていると感じました。また、現在、先生たちはなかなか話し合いができないことに苦労しているという話を聞き、コロナ禍でやむを得ないと感じました。全体として生徒は先生の話をしっかり聞き、落ち着いた様子で授業を受けており、良い雰囲気で行われていると感じました。

また5月15日、梨の木小学校の運動会の様子を少しですが見させていただきました。学年ごとにしっかり分けられており、受付もテント前で次の学年の保護者が少し待つ程度でした。運動場が広いため、保護者が多いとはいうものの、学年ごとでの開催で、それほど密になることもなく、コロナの感染対策がしっかりなされていました。

教育長

他にございませんか。（しばらく間があり）次第3は以上です。

では、次第4、議事に入ります。議案第44号「専決処分事項の承認を求めることについて（日進市教育支援委員会委員の委嘱）」、議案第45号「専決処分事項の承認を求めることについて（日進市特別支援教育連携協議会委員の委嘱）」、以上の2議案につきましては、関連性の高いものでありますので、一括して学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

愛知県立三好特別支援学校の中川氏が新任委員として委嘱予定ですが、みよし市の関係者が、本委員会の委員になるのは日進市在住だからでしょうか。

主任指導主事

愛知県立三好特別支援学校は日進市からも進学する児童生徒が何名かおり、密接に関係していることから、その点を考慮して三好特別支援学校から委員を選任することとしています。

教育長

他にご意見、ご質問はありませんか。（しばらく間があり）それでは、順に採決を行います。まず、議案第44号「専決処分事項の承認を求めることについて（日進市教育支援委員会委員の委嘱）」に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第44号を承認とします。

続いて、議案第 45 号「専決処分事項の承認を求めることについて（日進市特別支援教育連携協議会委員の委嘱）」に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 45 号を承認とします。

次に、議案第 46 号「令和 3 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について」、教育総務課より順に説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 46 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 46 号を承認とします。

次に、議案第 47 号「日進市スポーツセンター条例及び日進市都市公園条例の一部改正について」、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

祝日を開館日とすることで、勤務状況が悪くなることはないでしょうか。

生涯学習課長

今回の条例改正は、今後予定しております指定管理者の更新を踏まえて行います。日進市スポーツセンターや日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園は、今年度が指定管理者の更新に当たり、来年度から 5 年間、次の指定管理事業者の選考を行うことに向け、提案を求めることとなります。市民会館や文化施設は、既に今回の改正内容と同様の扱いにしておりますので、それに合わせる形で条例を改正し、サービスを向上させることを目指します。

教育長

他にご意見、ご質問はありませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 47 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 47 号を承認とします。

次に、議案第 48 号「日進市立学校管理規則の一部改正について」、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 48 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 48 号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

続きまして、次第 5、事務局報告に移ります。各所属より説明をお願いします。

教育総務課長

教育委員会の後援等名義使用等について

教育長

事務局報告の途中ではありますが、市役所電光掲示板で本委員会の開始時刻が 2 時 30 分からとなっていたことで、ただいま傍聴者が 1 名お見えになっています。お入りいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。それでは、続きから報告をお願いします。

教育総務課長

事業等報告について

（各項目について説明）

生涯学習課長

事業等報告について

（各項目について説明）

学校教育課長

事業等報告について

（各項目について説明）

図書館長

事業等報告について

（各項目について説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

小中学校の運動会で、児童生徒はマスクを着用していたでしょうか。

指導主事

観戦中や競技の待ち時間はマスクを着用していました。競技中は、競技内容や児童生徒の体調に合わせて付けたり外したりしていたようでしたが、実際のところはかなりの児童生徒が着用していました。

委員

昨今の状況では、逆にマスクを付けないように指導した方が良いのではないかと思います。今は、マスクを付けないことの方が抵抗ある子どもたちが多いと思うので、マスクを外す指導は大切だと思います。

教育長

他にございませんか。（しばらく間があり）事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。教育委員の出席行事等、各所属においてお知らせしたい行事がありましたら説明をお願いします。

学校教育課長

6月4日に開催予定の西小学校運動会ですが、雨天が見込まれていることから、6月8日に変更となりましたので、ご報告いたします。

生涯学習課長

6月5日に子どものまちの子どもたち～令和2年度子どものまち事業報告～の開催を市民会館にて予定していましたが、緊急事態宣言発出されたことで、オンラインでの限定開催に変更しました。

また、例年この時期に企画されております盆踊り講習会についても、今年度も昨年度に引き続き中止となりました。

前回の定例教育委員会で写真連盟展が6月19日、20日に延期するとお知らせしましたが、緊急事態宣言延長に伴い、更に延期し、7月3日、4日に会場を図書館に変更して開催される予定と聞いています。他の各連盟の発表につきましても、変更等がありましたらお知らせさせていただきますので、よろしくをお願いします。

教育長

他にございませんか。（しばらく間があり）教育委員会の行事予定は以上です。次に、次第7、その他として、全体を通して、ご意見、ご質問等があればお願いします。

す。（しばらく間があり）以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年6月定例教育委員会を閉会します。次回は、令和3年7月定例教育委員会を、令和3年6月30日（水曜日）午後2時から、市役所本庁舎4階 第1会議室で開催します。

議案第44号

専決処分事項の承認を求めることについて
(日進市教育支援委員会委員の委嘱)

日進市教育支援委員会委員の委嘱について、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市教育支援委員会設置条例第3条の規定に基づく委員の委嘱について報告し、承認をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第4条

3 委嘱人数

15名(新任9名・再任6名)

4 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 委嘱対象者

別紙のとおり

令和3年度 日進市教育支援委員会委員 委嘱対象者

選 出 区 分	氏 名	職 名
小学校長を代表する者	(新) 松 原 健	西小学校長
中学校長を代表する者	(新) 武 田 光 史	日進西中学校長
小中学校教頭を代表する者	(再) 山 田 知 美	日進中学校青葉分校教頭
小中学校教務主任及び 校務主任を代表する者	(新) 伊 藤 慎 治	梨の木小学校教務主任
特別支援学級担任を代表する者	(新) 近 藤 潤	南小学校校務主任
小中学校養護教諭を代表する者	(新) 有 坂 志 津 代	赤池小学校養護教諭
臨床心理研究者	(再) 熊 谷 豊	子ども発達支援センター長
学校医	(再) 田 貫 浩 之	学校医
福祉関係者	(再) 小 柴 美 香	民生委員児童委員
	(再) 岡 本 裕 美	指導保育士
	(新) 藤 井 明 子	健康課課長補佐
保護者を代表する者	(新) 鈴 木 栄 次	日進市PTA連絡協議会長 (日進東中学校PTA会長)
学識経験者	(再) 吉 田 勝 俊	教育支援センター主任指導員
	(新) 中 川 恵 乃 久	愛知県立三好特別支援学校 高等部主事
	(新) 倉 橋 幸 彦	中日青葉学園あおば館副館長 兼指導療育部長

議案第45号

専決処分事項の承認を求めることについて
(日進市特別支援教育連携協議会委員の委嘱)

日進市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市特別支援教育連携協議会設置要綱第3条の規定に基づく委員の委嘱について報告し、承認をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第4条

3 委嘱人数

17名(新任9名・再任8名)

4 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 委嘱対象者

別紙のとおり

令和3年度 日進市特別支援教育連携協議会委員 委嘱対象者

選 出 区 分	氏 名	職 名
小学校長を代表する者	(新) 松 原 健	西小学校長
中学校長を代表する者	(新) 武 田 光 史	日進西中学校長
小中学校教頭を代表する者	(再) 山 田 知 美	日進中学校青葉分校教頭
小中学校特別支援教育 コーディネーターを代表する者	(新) 近 藤 潤	南小学校校務主任
小中学校教務主任及び 校務主任を代表する者	(新) 伊 藤 慎 治	梨の木小学校教務主任
小中学校養護教諭を代表する者	(新) 有 坂 志 津 代	赤池小学校養護教諭
特別支援学校を代表する者	(新) 中 川 恵 乃 久	愛知県立三好特別支援学校 高等部主事
臨床心理研究者	(再) 中 西 由 里	椋山女学園大学臨床心理 相談室長[臨床心理士]
学校医	(再) 田 貫 浩 之	学校医
福祉・保健関係者	(再) 小 柴 美 香	民生委員児童委員
	(再) 岡 本 裕 美	指導保育士
	(新) 藤 井 明 子	健康課課長補佐
	(再) 熊 谷 豊	子ども発達支援センター長
労働関係を代表する者	(再) 興 梶 精 視	指定生活介護事業所「愛歩」 施設長
保護者を代表する者	(新) 鈴 木 栄 次	日進市PTA連絡協議会長 (日進東中学校PTA会長)
学識経験者	(再) 吉 田 勝 俊	教育支援センター主任指導員
	(新) 倉 橋 幸 彦	中日青葉学園あおば館副館長 兼指導療育部長

議案第46号

令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について

令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

令和3年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（6月市議会定例会）概要

教育総務課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
22.1.4	22 市債	少人数学級の拡充に伴う教室改修費等に対する市債 小学校（西小・東小・北小・南小） 64,000,000円	64,000
	教育費		
	学校施設維持管理事業		
歳入合計			64,000

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)	
10.2.1	小学校管理事業	少人数学級の拡充に伴うクラス増及び児童増対応 机・椅子・黒板クリーナ・回転椅子（西小・東小・北小・南小・赤池小） 1,345,850円	1,346	
	10 需用費（消耗品費）			
	校用消耗品費			
	12 委託料	少人数学級の拡充に伴う教室改修（西小・東小・北小・南小・赤池小） 設計業務 4,774,000円*103,800円/110,300円=4,492,667円	4,493	
	設計業務委託料			
	12 委託料	少人数学級の拡充に伴う教室改修（西小・東小・北小・南小・赤池小） 監理業務 3,729,000円*103,800円/110,300円=3,509,249円	3,510	
	監理業務委託料			
	14 工事請負費	少人数学級対応に伴うICT機器の移設及び校内ネットワーク・教室整備（西小・東小・北小・南小・赤池小） 19,948,500円	19,949	
	ICT整備委託料			
14 工事請負費	少人数学級の拡充に伴う教室改修工事費 西小 23,300,000円 東小 23,800,000円 北小 22,800,000円 南小 24,100,000円 赤池小 9,800,000円	103,800		
学校施設維持管理工事				
17 備品購入費			少人数学級の拡充に伴うクラス増及び児童数増対応 配膳台・教卓・片袖机（西小・東小・北小・南小・赤池小） 1,504,800円	1,505
校用備品購入費				
17 備品購入費			少人数学級の拡充に伴うクラス増及び児童数増対応 机・椅子・黒板クリーナ・回転椅子（日進北中） 172,700円	173
10 需用費（消耗品費）				
10.3.1	中学校管理事業	生徒数の増加に伴う教室改修（日進北中） 設計業務 4,774,000円*6,500円/110,300円=281,332円	282	
	12 委託料			
	設計業務委託料			

	監理業務委託料	生徒数の増加に伴う教室改修（日進北中） 監理業務 3,729,000円*6,500円/110,300円=219,750円	220
	14 工事請負費 学校施設維持管理工事	生徒数の増加に伴う教室改修工事費 日進北中 6,500,000円	6,500
	17 備品購入費 校用備品購入費	生徒数の増加対応 配膳台・教卓・片袖机（日進北中） 172,700円	173
歳 出 合 計			141,951

令和3年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（6月市議会定例会）概要

生涯学習課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15.4.5	15 国庫支出金	スポーツセンター冷却塔改修工事及び冷却水ポンプ更新工事分 工事費 5,868,000円*1/3≒1,956,000円 事務費 1,956,000円*1%≒19,000円 スポーツセンター改修工事分 工事費 70,000,000円*1/3≒23,333,000円 事務費 23,333,000円*1%≒233,000円	25,541
	社会教育費国庫交付金		
	学校施設環境改善交付金		
歳入合計			25,541

令和3年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（6月市議会定例会）概要

学校教育課

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.2	小学校運営事業	コロナウイルス感染症の影響により修学旅行及び野外活動が中止及び延期となった場合の取消手数料を増額する 修学旅行 25,000円* (児童150人+教職員10人) *1/2	2,000
	18 負担金、補助及び交付金 修学旅行等取消料交付金		
10.3.2	中学校運営事業	コロナウイルス感染症の影響により修学旅行及び野外活動が中止及び延期となった場合の取消手数料を増額する 修学旅行 60,000円* (生徒315人+教職員16人) *1/2	9,930
	18 負担金、補助及び交付金 修学旅行等取消料交付金		
歳 出 合 計			11,930

議案第47号

日進市スポーツセンター条例及び日進市都市公園条例の一部改正について

日進市スポーツセンター条例及び日進市都市公園条例の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

3 改正理由

公共施設の休館日等の規定を見直す必要があるため。

4 施行期日

令和4年4月1日

5 提出予定議会

市議会6月定例会

日進市スポーツセンター条例及び日進市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市スポーツセンター条例の一部改正)

第1条 日進市スポーツセンター条例(平成8年日進市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第4条 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる<u>日</u>を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる<u>場合は、その翌日</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

(日進市都市公園条例の一部改正)

第2条 日進市都市公園条例(昭和60年日進町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第10条 有料公園施設及び付随する施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、上納池スポーツ公園上納池テニスコート及び西山公園を除く。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる<u>日</u>を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(休業日)</p> <p>第10条 有料公園施設及び付随する施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、上納池スポーツ公園上納池テニスコート及び西山公園を除く。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる<u>場合は、その翌日</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

日進市スポーツセンター条例

平成8年3月27日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、日進市スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るために、スポーツセンターを設置する。

名称 日進市スポーツセンター

位置 日進市蟹甲町家布58番地1

2 スポーツセンターが広く市民に親しまれる愛称を別に定めることができる。

(事業)

第3条 スポーツセンターは、前条の目的を達成するため、その施設を利用に供する。

2 スポーツセンターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ及びレクリエーションに関する講座等の開設
- (2) スポーツ及びレクリエーション活動に対する助言及び指導
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する相談
- (4) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の提供
- (5) その他日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(休館日)

第4条 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

3 第15条第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育

委員会の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(開館時間)

第5条 スポーツセンターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、競技室、トレーニング室及び会議室の利用時間は午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間及び利用時間を変更することができる。

3 第15条第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間及び利用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 スポーツセンターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会において特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 納付された使用料は還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の不許可)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそ

れがある者又は組織の利益になるとき。

(4) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(5) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用許可の条件)

第11条 教育委員会は、使用許可について管理上必要な条件を付け、又は保証人を定め若しくは保証金を納付させることができる。

(使用許可の変更及び取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又はこの使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第10条各号の事由が発生したとき。

(入場者数の制限)

第13条 教育委員会において特に必要があると認めるときは、入場者の数を制限することができる。

(特別な設備等)

第14条 使用者は、許可を受けないで特別の設備をし、又は変更を加えることはできない。

2 特別の設備をし、又は変更を加えた者が使用を終わり、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

3 使用者が前項の義務を履行しなかったときは、教育委員会がこれを執行してその費用を徴収する。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、スポーツセンターの管理運営の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手續等は、日進市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。

(管理を行わせる業務の範囲)

第16条 前条第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) スポーツセンターの施設等の維持、管理及び修繕に関する業務
- (3) スポーツセンターの使用の許可に関する業務
- (4) スポーツセンターに係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める業務
(管理を行わせる場合の利用料金)

第17条 第15条第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第7条第1項に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める。ただし、利用料金の額を定めない場合は、第7条第1項に規定する使用料の額を利用料金の額とする。

- 2 前項の場合において、使用者は、第7条第1項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減額若しくは免除又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。
- 4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(読替規定)

第18条 第15条第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(改正附則 略)

別表(第7条関係)

使用区分	使用料の額	
	専用使用	個人使用 (上段は大人、下段は小人)

		区分	午前9時～午後9時		1回券	回数券	定期券		
			2時間	12時間	2時間				
競技室	第1競技場	全	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	9,210円	55,260円	300円			
		面				150円			
		専							
	部	技	用	その他	46,080円	276,480円			
		専	一	バスケットボール(コート1面につき)	3,550円	21,300円			
			用	バレーボール(コート1面につき)	3,450円	20,700円			
				バドミントン(コート1面につき)	1,770円	10,620円			
				卓球(コート1面につき)	830円	4,980円			
				クライミング			510円		
							250円		
	第2競技場	全	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	4,180円	25,080円	300円			
		面				150円			
		専							
技		用	その他	23,030円	138,180円				
部		一	バドミントン(コート1面につき)	1,770円	10,620円				
		用	卓球(コート1面につき)	830円	4,980円				
第3競技場	全	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,080円	12,480円	300円				
	面				150円				

技	用	その他	10,470円	62,820円			
場							
第	全	アマチュアスポー	2,080円	12,480円	300円		
4	面	ツ又はレクリエー			150円		
競	専	ション					
技	用	その他	10,470円	62,820円			
場							
ト	レ	市内使用者				2,050円	4,110円
レ	ニ	市外使用者				2,750円	5,500円
ン	グ						
室							
会	1	全	1,030円	6,180円			
議		面					
室	2	専	1,030円	6,180円			
		用					
			2,060円	12,360円			
備考							
<p>1 個人使用に定める大人使用料の額とは、満15歳以上の者(中学生又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)が使用する場合に適用する。</p> <p>2 競技室を全面専用して入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上徴収する場合の使用料の額は、この表に定めた額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 市内使用者とは、市内に現に居住する者、市内に所在する事業所等に勤務する者又は市内に所在する学校に在学する者をいい、市外使用者とはそれ以外の使用者をいう。</p> <p>4 回数券は、トレーニング室を5回使用できるものとする。</p> <p>5 定期券は、1月券とする。</p> <p>6 付属設備の使用料の額は、付属設備の品目ごとに教育委員会が定める。</p>							

○日進市都市公園条例

昭和60年6月29日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(第2条～第4条の2 略)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(第6条・第7条 略)

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公

園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第9条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

(休業日)

第10条 有料公園施設及び付随する施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、上納池スポーツ公園上納池テニスコート及び西山公園を除く。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

3 第20条第2項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

(利用期間及び利用時間)

第11条 有料公園施設及び付随する施設の利用期間及び利用時間は、別表第2のとおりとし、日進市総合運動公園及び上納池スポーツ公園上納池体育館については、利用時間に前後30分を加えて開館時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 第20条第2項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用期間及び利用時間を変更することができる。

(第12条～第14条 略)

(使用料)

第15条 使用許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、法第5条第1項に規定する公園施設の設置等許可に係る使用料については、入札等の落札額とすることができる。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、別表第4に定める使用料を利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

- 3 納付された使用料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。
 - (1) 法第27条第2項又は次条第2項の規定に基づき、市長が許可を取り消し、又は許可に係る行為の中止を命じたとき。
 - (2) 許可を受けた者が、市長の承認を受けて許可に係る行為を中止したとき。
- 4 市長は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額に当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に10円未満の端数があるとき、又は延滞金が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 第4項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - 3 市長は、この条例の規定による許可を受けた者以外の者がこの条例又はこれに基づく処分に違反している場合には、行為の中止、原状回復又は都市公園からの退去を命ずることができる。
- (第16条の2～第19条 略)
- (指定管理者による管理)

第20条 第5条、第8条、第10条、第11条、第15条第3項第2号、第16条及び第20条第2項の規定中「市長」とあるのは、都市公園で市長の定めるものについては「教育委員会」と読み替えるものとする。

2 市長は、都市公園の管理を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、都市公園の管理を指定管理者に行わせることができる。

3 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手續等は、日進市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。

4 第2項の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、この条例及びこれに基づく規則等の規定に従って誠実に都市公園を管理し、これを利用しようとするものに対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(管理を行わせる業務の範囲)

第21条 前条第2項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ及びレクリエーション活動の実施に関する業務
- (2) 公園施設の維持、管理及び修繕に関する業務
- (3) 有料公園施設及び付随する施設の利用の許可に関する業務
- (4) 有料公園施設に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(利用の許可の基準)

第22条 指定管理者は、有料公園施設及び付随する施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。
- (4) 公園施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他指定管理者において必要があると認められるとき。

(管理を行わせる場合の利用料金)

第23条 第20条第2項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第15条第2項に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める。ただし、利用料金の額を定めない場合は、第15条第2項に規定する使用料の額を利用料金の額とする。

- 2 前項の場合において、利用者は、第15条第2項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減額若しくは免除又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。
- 4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(読替規定)

第24条 第20条第2項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第8条、第15条第3項第2号の規定中「市長」(第20条第1項の規定により「教育委員会」と読み替える場合を含む。)とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条第1項又は第3項(第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第16条第1項又は第2項(第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第26条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(改正附則 略)

別表第1(第9条関係)

公園の名称	公園施設の名称
日進市総合運動公園	テニスコート プール 野球場 スポーツ広場 弓道場
上納池スポーツ公園	上納池体育館 上納池テニスコート
西山公園	西山テニスコート
野方三ツ池公園	交流館

別表第2(第11条関係)

公園の名称	公園施設の名称	利用期間	利用時間	
日進市総合運動公園	テニスコート	1月5日から3月31日まで 12月1日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで	
		4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで	
	プール	7月1日から8月31日まで	第1回	午前9時から正午まで
			第2回	午後1時から午後4時半まで
	野球場	1月5日から3月31日まで 12月1日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで	
		4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで	
	スポーツ広場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで	
	キャンプ場	6月1日から9月30日まで	宿泊	午後1時から翌日午前10時まで
			日帰り	午前9時から午後

			4時半まで
	弓道場	1月5日から3月31日まで 12月1日から12月27日まで 4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後9時まで
上納池スポーツ公園	上納池体育館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
	上納池テニスコート	1月1日から12月31日まで	午前7時から午後9時まで
西山公園	西山テニスコート	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで
野方三ツ池公園	交流館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで

別表第3(第15条関係)

区分		単位	金額
公園施設を設ける場合		1m ² 1月につき	日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)別表第3土地の部建物の敷地として使用する場合は、食堂、売店等の店舗として使用する場合は、項金額の欄に定める額
公園施設を管理する場合	食堂、売店等の店舗として使用する場合	1m ² 1月につき	日進市使用料及び手数料条例別表第3建物の部食堂、売店等の店舗として使用する場合は、項金額の欄に定める額
	自動販売機を設置使用する場合	1m ² 1月につき	日進市使用料及び手数料条例別表第3建物の部自動販売機を設置使用する場合は、項金額の欄に定める額
都市公園を占用する場合	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項	日進市道路占用料条例(昭和61年日進町条例第1号)別表区分欄に応じ占用料欄に定める額	

	第2号に掲げる物件の敷地として使用する場合		
都市公園において行為をする場合	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1m ² 1日につき	20円
	業として写真又は映画を撮影する場合	1日につき	2,030円
	興行を行う場合	1m ² 1日につき	20円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1m ² 1日につき	20円

別表第4(第15条関係)

日進市総合運動公園

施設名	区分		金額	備考
テニスコート	砂入り人工芝コート	1面2時間につき	770円	
	砂入り人工芝コート以外	間につき	510円	
	夜間照明料として	1面1時間につき	530円	
プール	大人1人1回につき		310円	高校生以上
	小人1人1回につき		150円	小・中学生
	回数券	大人11枚つづり	3,100円	有効期間は、発行年度の期間に限る。
		小人11枚つづり	1,500円	
野球場	2時間につき		3,130円	
	夜間照明料として	1時間につき	5,320円	
	夜間照明料として	30分につき	2,660円	

	つき		
スポーツ広場	4時間につき	4,600円	片面使用の使用料は1/2の額とする。
弓道場	専用	午前(午前9時～午後1時)	3,130円
		午後(午後1時～午後5時)	
		夜間(午後5時～午後9時)	
	個人	午前(午前9時～午後1時)	300円
		午後(午後1時～午後5時)	
		夜間(午後5時～午後9時)	
	回数券	11枚つづり	3,000円

備考

- 1 スポーツ広場、弓道場については、利用時間を30分以上超過した場合(許可を得た場合に限る。)の超過使用料の額は、1時間につき、この表に定める許可時間帯使用料の額の25パーセントに相当する額とする。
- 2 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

上納池スポーツ公園

施設名	区分		金額	備考
上納池体育館	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション2時間につき	4,180円	個人使用 大人300円 小人150円
		その他2時間につき	23,030円	
	一部専用	バドミントン(コート1面2	1,770円	

	用	時間につき)		
		卓球(コート1面2時間につ き)	830円	
上納池テニスコ ート	砂入り	1面2時間につき	770円	
	人工芝 コート	夜間照明料として 1面1時 間につき	530円	

備考

- 1 個人使用に定める大人の使用料とは、満15歳以上の者(中学生又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)が使用する場合に適用する。
- 2 上納池体育館を全面専用して入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上徴収する場合の使用料は、この表に定めた額に2を乗じて得た額とする。
- 3 付属設備の使用料は、付属設備の品目ごとに教育委員会が定める。

西山公園

施設名	区分		金額	備考
西山テニスコー ト	砂入り	1面2時間につき	770円	
	人工芝 コート			

野方三ツ池公園

施設名	区分	金額	備考
交流館	午前(午前9時～正午)	1,430円	営利、宣伝を目的として利用する場合は、左記金額の3倍に相当する金額とする。また、営利、宣伝を目的としない場合でも、1,000円以上の入場料又はこれに類するものを徴収するときは左記金額の2倍に相当する額とする。
	午後(午後1時～午後5時)	1,910円	

議案第48号

日進市立学校管理規則の一部改正について

日進市立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、見出しが条文の内容にそぐわないこと、また、毀損が常用漢字になったこと等による字句の整理を行うため、日進市立学校管理規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

- (1) 第20条の見出しを改める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

公布の日

日進市立学校管理規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

教委規則第 号

日進市立学校管理規則(昭和34年日進町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>管理簿及び施設台帳</u>)</p> <p>第20条 校長は、<u>施設の管理簿及び設備台帳</u>を調製し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する管理簿及び設備台帳の様式及び記載事項</u>については、別に定める。</p> <p>(<u>亡失及び毀損</u>の報告等)</p> <p>第21条 校長は、別に定めるものを除き、学校の施設及び設備の一部又は全部が<u>毀損</u>し、又は亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>(<u>管理計画等</u>)</p> <p>第20条 校長は、<u>施設の管理簿、設備台帳</u>を調製し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>施設、設備の台帳の様式、記載事項</u>については、別に定める。</p> <p>(<u>亡失及びき損</u>の報告等)</p> <p>第21条 校長は、別に定めるものを除き、学校の施設及び設備の一部又は全部が<u>き損</u>又は亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○日進市立学校管理規則

昭和34年4月1日

教委規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、日進市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理及び運営に関し、基本的事項を定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日及び休業日変更の届出、非常変災等による臨時休業の報告)

第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるとき又は校長が特に必要と認め教育委員会が承認したときは、これを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日(4月1日から入学式の前日まで)

(4) 夏季休業日(7月21日から8月31日まで)。ただし、校長が必要と認めた場合には授業日を設けることができる。

(5) 冬季休業日(12月24日から翌年1月6日まで)

(6) 学年末休業日(3月25日から同月31日まで)

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め教育委員会の承認を得た日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、振替授業を行うことができる。振替授業の実施は校長が行い、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う振

替授業については届出をし、それ以外の振替授業についてはあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、次の事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) その他校長が必要とみとめる事項

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第4条 学校の教育指導計画は、学習指導要領及びこれに基づく教育委員会の定める基準により校長がこれを編成する。

(学校行事)

第5条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技、水泳、野外教育活動その他校外行事については、教育委員会の定める基準により企画し実施する。

- 2 前項に定める行事の実施に当たっては、校長はあらかじめ教育委員会に対し、実施地が県の区域内にあるときは届け出るものとし、宿泊を要するとき又は実施地が区域外にあるときは承認を受けるものとする。

(学校以外の施設利用の届出)

第6条 学校が教育上必要と認めて学校の施設以外の施設を利用する場合において、次の事項をあらかじめ校長が教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 施設所在地
- (3) 利用期間
- (4) 利用者

(児童生徒の原学年留置)

第7条 校長は、児童生徒の平素の成績を評価した結果各学年の課程の終了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童生徒を原学年に留めおくことができる。

- 2 校長が前項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなけれ

ばならない。

(児童生徒の出席停止)

第8条 校長は、感染症にかかり、若しくはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対し、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等の性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

3 校長は、前項各号に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う児童生徒があるときは、教育委員会に届け出るものとする。

4 教育委員会は、前項の届出を受け、当該児童生徒の保護者に対して出席停止を命ずるときは、あらかじめ当該児童生徒の保護者から意見を聴取しなければならない。

5 教育委員会は、前項に定める出席停止を命ずるときは、その理由及び期間を文書で当該児童生徒の保護者に通知しなければならない。

6 教育委員会は、学校及び関係機関等との連携のもとに、出席停止期間中の当該児童生徒の学習支援、復帰後の適切な指導など教育上の措置を講じなければならない。

(事故等の報告)

第9条 児童生徒の重傷害又は死亡等の事故又は集団的疾病の発生をみたときは、校長は速やかにその事情を教育委員会に連絡し、なお後日文書をもって詳細を報告しなければならない。

第4章 教科書以外の教材及び教具の取扱い

(教材の届出)

第10条 学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作権を有する教科用図書以外の教材を特定の集団全員に対し計画的かつ継続的に使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教材を使用するに当たっては、校長は、あらかじめ使用1箇月前までに教育

委員会に届出をし、その承認を経なければならない。

第5章 学校運営及び職員の組織

(職員会議)

第11条 学校に、校長の校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(校務の分掌)

第11条の2 校長は、この規則に定めるものを除くほか、校務分掌に関する組織を定め、所属職員分掌を命じ、校務を処理し、教育委員会に報告しなければならない。

(学級編制)

第12条 教育委員会は、愛知県教育委員会が定めた基準を標準として、児童生徒の実態及び校長の意向を考慮して学級を編制し、遅滞なく愛知県教育委員会に届け出なければならない。

- 2 校長は、学級を担当する職員及び教科を担当する職員を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(主幹教諭)

第13条 学校に主幹教諭を置くことができる。

- 2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

(教務主任)

第13条の2 学校及び分校に教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(校務主任)

第13条の3 学校に校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

- 2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(主任養護教諭)

第13条の4 学校に主任養護教諭を置くことができる。

- 2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、児童生徒の養護に関する事項を整理する。
(栄養教諭)

第13条の5 学校に栄養教諭を置くことができる。

- 2 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
(学年主任)

第13条の6 学校に学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。

- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
(保健主事)

第13条の7 学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

- 2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
(生徒指導主事)

第13条の8 中学校及び中学校の分校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
(進路指導主事)

第13条の9 中学校に進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

- 2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
(司書教諭)

第13条の10 学校に司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、司書教諭を置かないことができる。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、図書館教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第13条の11 第13条から第13条の3まで及び第13条の5から前条までに規定する教務主任、校務主任、主任養護教諭、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭は、当該学校の教諭(保健主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から校長の意見をきいて、教育委員会が命ずる。

2 第13条の4に規定する学年主任は、当該学校の教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第13条の12 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、当該学校の教諭のうちから校長が命ずるものとする。

(事務職員の職及び職務)

第14条 学校に事務職員を置く。

2 前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の表に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置くものとする。なお、この条において「上司」とは校長及び次の表の上位の者をいう。

職名	職務
総括事務長	上司の命を受け、別表第1に規定する事務を総括処理する。
事務長	上司の命を受け、別表第1に規定する事務を処理する。
主査	上司の命を受け、別表第1に規定する事務を整理する。
主任	上司の命を受け、別表第1に規定する事務をつかさどり、一部の事務を整理する。
主事	上司の命を受け、別表第1に規定する事務をつかさどる。

(事務長及び事務主任)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、学校に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第46条第3項及び同条第4項(同省令第79条及び第79条の8第1項で準用する場合を含む。)に定める事務長(以下「省令事務長」という。)又は事務主任(以下「省令事務主任」という。)を置くことができる。

2 省令事務長は総括事務長又は事務長を、省令事務主任は主査又は主任をもって充てる。

- 3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。
- 4 省令事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(栄養職員の職及び職務)

第14条の3 学校に栄養職員を置き、その職及び職務は次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その職を置かないことができる。

職名	職務
主任専門員	上司の命を受け、別表第2に規定する専門事項に関する事務を処理する。
主査	上司の命を受け、別表第2に規定する事務を整理する。
主任	上司の命を受け、別表第2に規定する事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、別表第2に規定する技術に従事する。

(職員に関する報告)

第15条 校長は、所属職員について死亡その他重要と認める事項が生じたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(学校運営に関する意見聴取)

第15条の2 学校に、校長の求めに応じ学校運営に関して意見を述べるることができる者を置くことができる。

2 前項に規定する者は、所属職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

第6章 服務

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第16条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員(以下この条において単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(職員の休暇)

第16条の2 職員(校長を含む。)の年次休暇の届出の受理又は年次休暇以外の休暇の承認は、校長がこれを行う。ただし、3箇月以上にわたる場合及び多数の職員に一齐に休暇を与える場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

(職員の旅行)

第17条 職員(校長を含む。)の旅行は、校長が命ずる。

(研修)

第18条 校長は、所属職員の現職研修に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

第7章 施設設備の管理

(施設及び設備の整備)

第19条 校長は、学校の施設及び設備の管理を総括し、その整備に努力しなければならない。

2 校長は、学校の施設及び設備の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 職員は、校長の定めるところにより学校の施設及び設備(備品を含む。)の管理を分担する。

(管理簿及び施設台帳)

第20条 校長は、施設の管理簿及び設備台帳を調製し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する管理簿及び設備台帳の様式及び記載事項については、別に定める。

(亡失及び毀損の報告等)

第21条 校長は、別に定めるものを除き、学校の施設及び設備の一部又は全部が毀損し、又は亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(施設及び設備の使用)

第22条 校長は、別に定める学校の施設及び設備の利用に関する規定に従い、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために利用させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、2日以上にわたる長期の利用又は異例の利用の場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(管理計画等)

第23条 校長は、毎年度学校の防火及び警備に関する計画その他学校の施設等の管理に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

第8章 共同学校事務室及び専決事項

(共同学校事務室)

第24条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務処理の効率化及び学校経営に関する支援を行うため、指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2以上の学校のうちいずれか一の学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する共同学校事務室を置く。

2 前項の指定する2以上の学校の構成を共同実施ブロックといい、その名称及び構成校並びに共同学校事務室を置く学校は、次の表のとおりとする。

共同実施ブロックの名称	共同実施ブロックの構成校	共同学校事務室を置く学校
A	東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小	日進中学校

	学校、日進中学校、日進東中学校	
B	西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校、日進北中学校	日進西中学校

3 共同学校事務室において処理する業務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に定める標準的職務表の事務
- (2) 教育委員会から委任を受けた事務
- (3) その他共同実施を行うことが効果的な処理に資するものとして認められる事務

4 前各項に規定するもののほか、共同学校事務室における組織、運営及び業務に関し必要な事項は、別に定める。

(専決事項)

第25条 愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12年愛知県条例第18号)及び愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年愛知県教育委員会規則第10号)に規定する市町村が処理する事務は、総括事務長又は事務長(以下「総括事務長等」という。)が、総括事務長等を置かない学校については校長が専決する。

2 教育委員会は、前条に規定する共同学校事務室内の校長の権限に属する事務の一部を同事務室内の総括事務長等に専決させることができる。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(改正附則 略)

別表第1 標準的職務表(第14条、第24条関係)

区分	職務内容
学校運営	企画運営に関すること。

	諸規定の制定に関すること。
	学校事務全般に関すること。
共同学校事務室	共同学校事務室に関すること。
庶務	庶務に関すること。
	文書及び情報に関すること。
	調査統計に関すること。
	渉外に関すること。
学務	学籍に関すること。
	就学援助に関すること。
	教科用図書等に関すること。
	教育課程に関すること。
	証明に関すること。
給与	人事事務に関すること。
	服務事務に関すること。
	給与に関すること。
	旅費に関すること。
福利厚生	福利厚生に関すること。
経理	予算管理に関すること。
	決算に関すること。
	契約履行に関すること。
	補助金・委託料に関すること。
	学校納付金に関すること。
管財	物品に関すること。
	施設・設備に関すること。
監査	監査・検査に関すること。

別表第2 標準的職務表(第14条の3関係)

区分	職務内容
運営	運営管理に関すること。
	栄養管理に関すること。

	物質管理に関すること。
衛生	衛生管理に関すること。
指導	給食指導に関すること。
	栄養指導に関すること。
	啓発活動に関すること。

6月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 教育総務課

5月20日(木) 令和3年度第1回日進市教育委員会事務点検評価に関する会議
令和2年度に実施した教育委員会事務局の事業内容とその成果、効果及び課題について各所属より報告し、点検評価委員との質疑応答を行いました。今後、点検評価委員からの意見・指摘及びそれに対する各所属の取り組み等を取りまとめ、報告書を作成します。
月 日 ()
月 日 ()
月 日 ()
月 日 ()

6月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 生涯学習課

5月15日(土)～5月16日(日) 手工芸・写真連盟展
新型コロナウイルス感染症対策のため中止としました。
5月22日(土)～5月23日(日) 水石・盆栽連盟展
新型コロナウイルス感染症対策のため中止としました。
5月23日(日) 歌謡連盟・歌謡発表会
新型コロナウイルス感染症対策のため中止としました。
月 日()
月 日()

6月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校教育課

5月14日 (金) 竹の山小学校運動会
新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、競技内容を変更したり、児童同士の座席の間隔をあけたりした。また、保護者の観戦人数や場所も制限した中で開催した。そのような中でも、児童は演技・競技に一生懸命取り組んでいた。
5月14日 (金) 第1回特別支援教育コーディネーター研修会
各小中学校の特別支援教育の現状についての情報交換、巡回相談事業（椋山女学園大学）等の説明を行った。また、特別支援教育コーディネーターの果たす役割を再確認した。
5月15日 (土) 梨の木小学校運動会
新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、全校そろってではなく、学年ごとに演技時間を分けて行い、保護者の観戦人数や観戦場所も制限した中で開催した。児童は笑顔で演技をしていた。
5月20日 (木) 日進東中学校運動会
新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、保護者の観戦をなくした。また、競技数を少なくしたり、徒競走など密にならない競技のみ行ったりという工夫をしての開催となった。生徒は力いっぱい走るなど全力で取り組む姿が見られた。降雨のため実施できなかった部分は、翌週月曜日の午前中に行った。
5月21日 (金) ハッピーステップ井戸端の会
特別支援教育指導員、スクールソーシャルワーカー4名が参加。当日の参加者は2名。保護者から不登校や特別支援に関する悩みについて相談があった。
5月28日 (金) 5月定例校長会
<p>(1) 教育総務課</p> <p>① G I G A スクール構想の実現に向けた対応について</p> <p>(2) 学校教育課</p> <p>① 特別支援学級等設置校の学校訪問について</p> <p>(3) 生涯学習課</p> <p>① にっしん少年少女創意くふう展への参加者募集チラシ配布協力依頼について</p> <p>② こども企画・運営事業の実行委員募集チラシ配布協力依頼について</p> <p>③ 旧市川家住宅の見学の受け入れについて</p> <p>④ 学校体育施設の備品貸出協力依頼について</p> <p>⑤ 愛知駅伝の協力依頼について</p> <p>(4) 学校給食センター</p> <p>① 「献立募集のお知らせ」について</p> <p>(5) 教育支援センター</p> <p>① 4月の来室状況</p> <p>(6) 図書館</p> <p>① 日進市子どもの読書に関するアンケート実施への協力依頼について</p> <p>以上のことを確認した。</p>

6月1日 (火) 北小学校運動会

新型コロナ感染拡大予防対策のため、全校そろってではなく、学年ごとに演技時間を分けて行い、保護者の観戦人数や観戦場所も制限した中で開催した。そのような中でも、児童は演技・競技に一生懸命取り組んでいた。

6月2日 (水) 南小学校運動会

新型コロナ感染拡大予防対策のため、全校そろってではなく、学年ごとに演技時間を分けて行い、保護者の観戦人数や観戦場所も制限した中で開催した。そのような中でも、児童は演技・競技に一生懸命取り組んでいた。

6月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 図書館

5月19日(水) 第1回図書館協議会
令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画の報告をしました。 また、第2次子ども読書活動推進計画について、計画案及び策定スケジュール等を提示しました。 各委員から事業内容などについて多数の貴重なご意見をいただきました。
5月27日(木)～6月3日(木) 特別図書整理期間
8日間全館休館し、蔵書点検や不明本の探索、棚ずらしや特殊清掃等通常の開館時では行えない業務を集中して実施しています。

教育委員会行事予定表

令和3年6月3日（木）から30日（水）まで

6月3日	木	市議会6月定例会 開会 小学校運動会（相野山小） 特別図書整理期間 6月3日まで	学校教育課 図書館
6月4日	金	小学校運動会（西小）	学校教育課
6月5日	土	子どものまちの子どもたち～令和2年度子どものまち事業報告会～ 市民会館 小ホール 10：00～	生涯学習課
6月6日	日		
6月7日	月	愛日事務協学校訪問〈東小〉 10：00～	学校教育課
6月8日	火	市議会6月定例会 本会議①	
6月9日	水	市議会6月定例会 本会議②	
6月10日	木	市議会6月定例会 本会議③	
6月11日	金		
6月12日	土		
6月13日	日		
6月14日	月	市議会6月定例会 常任委員会・予算決算委員会分科会	
6月15日	火		
6月16日	水		
6月17日	木		

教育委員会行事予定表

令和3年6月3日（木）から30日（水）まで

6月18日	金		
6月19日	土	日進市文化協会 美術連盟展 日進市民会館 10:00~17:00	生涯学習課
6月20日	日	日進市文化協会 美術連盟展 日進市民会館 10:00~17:00	生涯学習課
6月21日	月	第1回社会教育委員会 第1会議室 10:00~ 愛日事務協学校訪問〈日中青葉分校〉 13:00~	生涯学習課 学校教育課
6月22日	火		
6月23日	水		
6月24日	木	愛日事務協学校訪問〈竹の山小学校〉 10:00~	学校教育課
6月25日	金		
6月26日	土	日進市文化協会 書道連盟展 日進市民会館 10:00~17:00	生涯学習課
6月27日	日	日進市文化協会 書道連盟展 日進市民会館 10:00~16:00 日進市文化協会 芸能連盟・芸能大会 日進市民会館 10:00~	生涯学習課 生涯学習課
6月28日	月	日進市立小中学校適正規模等検討委員会 第5会議室 14:00~	教育総務課
6月29日	火	市議会6月定例会 閉会	
6月30日	水	7月定例教育委員会 第1会議室 14:00~	